

社会福祉法人諏訪ノ森会 グループホーム 宮田館 運営規程
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

第 1 条 事業の目的

この運営規程は、社会福祉法人諏訪ノ森会が運営する、グループホーム宮田館（以下「事業所」と言う。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護及び要支援の状態で認知症の症状のある方について、共同生活住居

において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第 2 条 運営の方針

- 1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。助言等をいただき運営する。

第 3 条 事業所の名称及び所在地

この事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 諏訪ノ森会 グループホーム 宮田館
- (2) 所在地 青森県青森市大字宮田字玉水238番4

第 4 条 従業者の職種、員数及び職務内容

- 1 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者1名は、この事業所の従業者の管理及び認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 計画作成担当者1名(管理者と兼務)は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - (3) 介護従業者8名(うち非常勤5名)は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

第5条 利用定員

この事業所の利用定員は、9名とする。

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容

1 要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(1) 食事の介助

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供する。
- ・食事はできるだけ離床して食堂で取っていただけるよう配慮する。

(2) 排泄の介助

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。
- ・おむつを使用する方に対しては、適宜交換を行う。

(3) 入浴の介助

- ・週2回の入浴を基本とし、必要に応じて清拭・足浴等、保清に努める。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は併設施設の機械を用いての入浴も可能。

(4) 着替え等の介助

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。
- ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう配慮する。
- ・シーツ交換は、週1回、必要に応じて随時行う。

(5) 健康管理

- ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぐ。
- ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮する。

(6) 相談及び援助

- ・事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び利用者に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じる。

(7) レクリエーション

- ・施設外レクリエーション（交通費・入場料等）にかかる費用は実費負担とする。

第7条 短期利用共同生活介護

1 当事業所は、共同生活住居の利用定員の範囲内で、開いている居室を利用し、短期間の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づきサービスを提供する。

- 5 利用者が入院等により長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。
なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第8条 利用料その他の費用の額

- 1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、その他の費用については、利用者の利用に応じ、その額を徴収する。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者様又はその家族様に対し交付する。

第9条 入居に当たっての留意事項

- 1 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
 - （1）利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - （2）利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - （3）利用者は、健康に留意するものとする。
 - （4）利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - （2）けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - （3）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - （4）指定した場所以外で火気を用いること。
 - （5）故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- 3 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援事業所と連携を図ることとする。

第10条 非常災害対策

管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

第11条 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12条 緊急時等における対応方法

- 1 従業者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者様に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族様に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者様に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条 苦情処理

- 1 指定地域密着型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第14条 緊急時における対応方法

- 1 指定地域密着型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第15条 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必

要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第16条 その他運営に関する重要事項

- 1 介護従業者の資質の向上のために、業務に支障の無い範囲で施設内外における研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者であった者も同様とする。
- 3 事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成20年 6月 1日一部改正する。
この規程は、平成20年 9月 1日一部改正する。
この規程は、平成21年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成23年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成24年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成25年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成26年 6月 1日一部改正する。
この規程は、平成27年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成27年 8月 1日一部改正する。
この規程は、平成30年 4月 1日一部改正する。
この規程は、平成30年 8月 1日一部改正する。
この規程は、令和元年 10月 1日一部改正する。
この規程は、令和2年 4月 1日一部改正する。
この規程は、令和3年 2月 日一部改正する。
この規程は、令和3年 4月 1日一部改正する。
この規程は、令和4年 5月 2日一部改正する。
この規程は、令和4年 8月 1日一部改正する。
この規程は、令和5年 2月 16日一部改正する。